

旧姓の通称使用の拡大やその周知など第5次男女共同参画基本計画に沿った
政策推進を求める意見書（案）

令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画に、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し（中略）更なる検討を進める」こと及び「婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む」ことが明記された。

現在、婚姻に際して、女性が姓を改める例が圧倒的多数であり、そのため、旧姓の使用範囲を拡大する法制上の整備を進めることにより、女性の社会進出に伴う不都合を解消し、旧姓を使用しやすい環境をつくり、促進することが必要である。

よって、国におかれては、現状に合った旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組むとともに、第5次男女共同参画基本計画に沿った政策を推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月27日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
総務大臣
法務大臣

} 宛

兵庫県三田市議会